租税特別措置法施行令第五条第五項の表第百四十九条第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る租税特別措置法施行令等の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六の四第四項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の四第四項
租税特別措置法施行令第五条第五項の表第百四十九条第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第五条第五項の表第百九十二条の二の項及び第二百一条の二第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第五条第五項の表第二百一条の二第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る租税特別措置法施行令等の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第五条第五項の表第二百一条の二第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第五条第六項	あるのは、「	あるのは、「防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される
租税特別措置法施行令第五条第十項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第五条の二の二第三項	は、	は、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、
	及び	並びに
	第九条の三の二第一項	第九条の三の二第一項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
	所得税の額	所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額

租税特別措置法施行令第二十五条の十の十一第十三項	又は同条第三項	又は同条第三項、特別措置法第五条の二十六第一項又は第六項及び復興財確法第二十八条第一項又は第五項
	の徴収	、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収
	場合には	場合には、復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず
	同条第一項	法第三十七条の十一の四第一項
	の額、	の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額、
	及び還付をした所得税の額	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに還付をした所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第二十五条の十の十三第十六項	又は第三十七条の十一の六第七項	又は第三十七条の十一の六第七項、特別措置法第五条の二十六第一項、第六項又は第七項及び復興財確法第二十八条第一項又は第五項
	の徴収	、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収
	場合には	場合には、復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず
	所得税の額、	所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額、
	及び還付をした所得税の額	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに還付をした所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第二十五条の十三第四十二項	第三十七条の十四第八項の	第三十七条の十四第八項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項の
	所得税を納付する同項	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を納付する法第三十七条の十四第八項
	は、	は、復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、
	及び	並びに
	の額	の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第二十五条の十七第十二項、第十六項及び第十七項	所得税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税
租税特別措置法施行令第二十五条の十七第十八項	所得税に係る	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税に係る
	の規定の	並びに特別措置法第五条の十四及び第五条の十五の規定の
	同法第百二十条第一項	所得税法第百二十条第一項